

令和3年度第12回理事会議事概要

日 時 : 令和4年3月11日(金) 15:30～16:50

場 所 : 森林総合研究所特別会議室(つくば市)
(今泉理事、中西総括審議役、石原総括審議役、森谷審議役はTV会議で参加)

出席者 :	理事長	浅野 透
	理事(企画・総務・森林保険担当)	矢野 彰宏
	理事(研究担当)	坪山 良夫
	理事(育種事業・森林バイオ担当)	今泉 裕治
	理事(森林業務担当)	志知 雄一
	理事(法令遵守担当)	井田 裕之
	監事	鈴木 直子
	監事	高橋 正通
	総括審議役	寺川 仁
	総括審議役	中西 誠
	総括審議役	石原 聡
	審議役	森谷 克彦
	企画部長	小林 功
	総務部長	青柳 浩

1. 開会

(寺川総括審議役)

令和3年度第12回理事会を開催いたします。

本日は議題が3件、報告事項が7件です。順次説明をお願いします。

2. 議事

I-1 令和4年度計画の届出について（非公表）

※矢野理事から本件の説明が行われ、審議の上、承認された。

I-2 国立研究開発法人森林研究・整備機構公益通報処理規程の一部改正について（非公表）

※寺川総括審議役から本件の説明が行われ、審議の上、承認された。

I-3 環境配慮基本方針（案）及び温室効果ガス排出削減等のため実施すべき措置について定める実施計画（案）について（矢野理事）

機構としての環境に関わる方針および計画については、「環境配慮基本方針」を定め、これを具体化する計画として「中長期環境目標及び実施計画」を立てていました。また、これとは別に、政府の「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」の中で独法にも同様の計画策定が求められたことを受けて、機構としての実施計画を別途定めてCO2排出削減対策等に取り組んできました。

こうした中で、昨年10月に2050年カーボンニュートラル等の新しい考え方のもとに、政府の地球温暖化対策計画等が改定されたことから、これに準じて機構としての実施計画も再整理する必要が生じました。また、この実施計画の内容は、従前から策定していた中長期環境目標・実施計画と内容が重複する部分があったため、両計画を統合して機構実施計画として整理することとしました。

「環境配慮基本方針」については、独法に策定義務はないため、どうすべきか検討しましたが、基本的な考え方を対外的にもわかるように示していくことが大事だろうということで、内容を最近の情勢を踏まえたものに改めて残していくことにしました。

44ページに「環境配慮基本方針（案）」を付けています。まず、前段の部分では基本的な考え方があり、法人を取り巻く環境の変化等を踏まえて内容を改めています。前計画ではSDGsの記述や温室効果ガスの排出削減が出てこない内容になっていましたので、基本方針について1から7までの項目を立てて整理し直しました。1番目に森林研究・整備機構の環境への関わり方として、我々がやっている研究・事業そのものが環境に貢献している、という点について明記しています。2～7は一事業者としての森林研究・整備機構の振る舞いの部分になりますが、前回の計画には無かった温室効果ガスの排出削減を2としました。内容については「機構実施計画」に書いてありますので、それに基づき実施するという書きぶりにしています。3番目は環境汚染等の防止、4番目は廃棄物の3R+Renewableの推進、5番目には、現方針には木材利用に関する記述が無かったことから、自ら取り組んでいくということで木材利用の促進を入れ込んでい

ます。6番目は日常活動における環境配慮、7番目に社会とのコミュニケーションということで、基本方針はできるだけシンプルに、かつ、ポイントは外さないように作っています。

「機構実施計画」については46ページ～48ページに主な変更点を抜粋していますので、ポイントだけ説明します。まず、計画の期間については2030年までとしています。第三として最も大事な温室効果ガスの削減について記載しています。政府が46%の削減を目指し、さらに50%にむけて挑戦を続けていくということを宣言しており、森林研究・整備機構としても50%の削減を目標としています。それと併せて、これに資する目標として総エネルギー使用量を2030年度までに17%削減すると書いています。これは、もちろん温室効果ガス削減と無関係ではないのですが、政府の上位計画には無い目標です。この目標は、省エネ法という別の法律があり、いわゆる化石燃料由来のエネルギーを年1%減らしていくことについて書かれているのですが、それを受けて森林研究・整備機構として独自に作っていた目標になります。それを一体的に明示できるようにしようということで合わせて記載しました。ただし、総エネルギー17%以上の削減によって温室効果ガス50%削減が達成される訳ではなく、50%削減に資するためのパーツとしての17%削減としています。17%も削減できるのか、という点についてですが、これは2013年度の数値を基準としての削減目標で、年1%の削減が省エネ法で求められている比率ですが、森林研究・整備機構はこれまで年1%削減を達成しています。もう9年経っていますので、すでに9%は達成している状況です。これから年1%削減を続ければ目標は達成できますので、がんばっていかなければなりません。第四以下では措置の内容について書いています。1番目が再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組についてです。政府の計画では(2)の太陽光発電の最大限の導入が最初に出てきて大きな目標になっていますが、環境委員会その他で、森林研究・整備機構としては木質バイオマスエネルギーの利用促進をもっと前面に打ち出してもよいのではとの意見があり、最初に(1)木質バイオマスエネルギーの利用促進をもってきました。2番目に太陽光発電の最大限の導入を入れていきます。2030年度までに設置可能な建築物には5割以上太陽光発電設備を設置することを目指すとしています。なかなかハードルの高い目標です。この目標は自前の建築物を持っている研究関係の施設が対象になるかと思えます。次に建築物の建築、管理等に当たっての取組ですが、上位計画では省エネ化された建築物にしていくと記載されており、これから新しく建築するものは原則ZEB相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB相当となることを目指すと書いています。これも上位計画に倣った目標としています。(2)建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施について、上水使用量削減目標は政府計画にはないのですが、森林研究・整備機構としてこれまでも続けてきた目標なので、引き続き書いております。その下のHWPについて、こういうものも森林研究・整備機構として取り組まなければならないので、書き加えているところです。財やサービスの購入・使用に当たっての取組では(1)を電動車の導入としています。代替する電動車が無い場合を除き、新規の導入はすべて電動車にするということになります。ストックも2030年度まですべて電動車とする目標にしています。これは政府と同じ目標になります。森林研究・整備機構の業務では山林に入る場合が多くありますので、代替車がなければ

できないということになりますが、可能な限り進める必要があります。(4)再生可能エネルギー電力調達の推進について、これも2030年度までに6割以上再生可能エネルギー電力とするとしています。これも政府計画と同じです。その他(6)で用紙類の使用量の削減について書いています。これは従来から森林研究・整備機構として実施しているもので、引き続き取り組むものです。その他の(1)で、廃棄物の3Rを進めてきましたが、政府計画に合わせて+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）を入れています。その他、詳しくは49ページ以降に書いていますが、これまでは中長期環境目標・実施計画の実施状況を環境委員会に報告してきましたが、来年度以降は新しく定める機構実施計画の中の主だった目標の進捗状況を環境委員会に報告していきます。また、必要があれば理事会にも報告していきます。

基本的な考え方を示す「環境配慮基本方針」と、それを実行していくための2030年度までの「機構実施計画」という体系に整理して、環境に関わる目標についてはこれを見ればわかるように整理させていただきました。

(鈴木監事)

46ページの太陽光発電を設置可能な構築物についてですが、奈良の水源林事務所は自前の建築物だったと思います。また、47ページの(6)その他に「職員及び来所者の自動車利用の抑制」とあるのですが、来所者の自動車利用を規制するのはなかなか難しいと思うのですが。

(矢野理事)

奈良の水源林整備事務所は確かに自前の建築物だったとは思いますが、築年数等を考えると屋根にパネルを設置するのは難しいかもしれません。もちろん、太陽光パネルの設置については研究関係の施設のみに絞るつもりではなく、機構所有の施設があればすべて対象として考えていきたいと思っています。

自動車の利用抑制について、来所者に強制できるものではないので、できるだけ公共交通機関を利用して下さいと呼びかけていくとか、そのような対応になるのではと考えています。

(浅野理事長)

在宅勤務が増えたことによる省エネ効果はカウントできるようになっているのでしょうか。

(矢野理事)

記述としては5のワークライフバランスの確保・職員に対する研修等の中でテレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等について書いています。CO2の削減に間接的に貢献するものなので積極的に取り組むべきものですが、このことによる省エネ効果がどの程度あるのか、数値的なカウントまでは想定していません。

(浅野理事長)

環境報告書で在宅勤務により温室効果ガス排出量を減らすことができた、と書く予定にするのかどうか、その場合、測定方法についても検討すべきだと思いました。例えば自動車通勤者が在宅勤務をしたことにより、通勤時のＣＯ２排出量が〇台×〇日分減った等、細かい精度で出すことは難しいと思いますが、検討の余地はあると思います。

（矢野理事）

機構として在宅勤務をどうしていくかということにもよると思います。今はコロナで命令による在宅勤務が多い状況なので、結果的にある程度の効果が数値で出るかもしれませんが、今後コロナ対応ではない通常の勤務形態としての在宅勤務を増やしてＣＯ２排出量を減らしていくとなると、今の段階でそこまでは機構として踏み込めていない状況かと思います。

（浅野理事長）

企業によってはそこをアピールしてくるところもあると思います。

（矢野理事）

その辺のカウント方法については研究していきたいと思います。

（浅野理事長）

再生可能エネルギーについて、今までの契約業者は３０％程度と記憶していますが、ちなみに東京電力は何パーセント程度でしょうか。

（青柳総務部長）

手元に資料がないのですぐに答えられませんが、再生可能エネルギーが含まれていることは確かです。

（矢野理事）

省エネ法の改正法案が閣議決定されたばかりですが、電力調達に当たり、入札等ではできる限り再生可能エネルギー比率の高い事業者を選ぶこととされています。ただし、今はエネルギーの高騰で事業者を選べる状況ではないので、そこは難しいところです。

（浅野理事長）

ＰＰＡモデルの活用はなかなか良い取組だと思うのですが、建物に耐震補強がされていることが条件となってくるので、その辺が心配です。

（矢野理事）

耐震補強はある程度進んでいますが、そこにパネルを乗せることまでは想定していないので、難しい面もあります。

（寺川総括審議役）

ほかに質問等はないようなので、この件については議決とさせていただきます。

I－4 組織及び事務分掌規程の一部改正について（案）

（中西総括審議役）

森林整備センターから規程の一部改正について説明させていただきます。

森林整備センターでは主伐等造林木販売業務が拡大しており、また、その業務も多様化していることから、これに対応する体制の見直しが必要ということで、1点目として、これまで森林業務部に主体をおいていた業務の窓口を森林管理部に集約します。2点目として、森林整備事業における震災復興予算措置が福島県のみとなりますので、東北北海道整備局の震災復興係を廃止します。

58ページからは新旧対照表になりますが、第311条で新たに販売係を置くことについて書いております。60ページ、平成24年3月の附則の第3条で震災復興係を置くことについて書いておりましたが、東北北海道整備局を削除する形で改正をします。

簡単ですが説明は以上になります。

（寺川総括審議役）

質問、意見等は特に無いようなので、承認とさせていただきます。

II－1 令和4年4月期新規採用の内定状況について（非公表）

※青柳総務部長から本件の説明が行われた。

II－2 令和3年度に開発した優良品種について

（今泉理事）

林木育種センターから報告します。

外部委員を招いた上で優良品種の審査委員会を年2回開催し、その結果として優良品種の基準に適合した36品種の開発に至りました。年度計画では35品種の開発を目標にしておりましたので、目標達成ということになっています。なお、令和3年度はマツノザイセンチュウ抵抗性品種のみ開発品種として計上されています。

（矢野理事）

令和3年度はスギ、ヒノキ、カラマツ等は無かったということでしょうか。

（今泉理事）

過去何年か見てみたのですが、スギ、ヒノキ、カラマツが優良品種として開発された年もあります。なお、エリートツリーについては優良品種の開発とは別に開発を進めています。

II－3 林木遺伝子銀行110番の実施状況について

（今泉理事）

林木遺伝子銀行110番という取組みを平成15年から続けていまして、今年度の実

施状況を報告します。

林木遺伝子銀行110番とは、各地域の文化的価値が高い名木等がさまざまな要因により枯れてしまう危機感を持たれた際に、要請に応じて枝等からクローン増殖をして、親木のクローンを作って地元へ贈呈をするというものです。また、それと併せて、何百年も生きている木は風雪、病虫害に耐える力があり、貴重な林木遺伝資源になりますので、増殖したものの一部を林木育種資源として保存させていただくという事業です。

65ページの写真は三保の松原の「羽衣の松」になります。全国レベルで注目されることは少ないのですが、各地域ではローカルのテレビ局で放送されたり、全国紙の地域版のページで紹介されたり、かなりの広報効果を上げています。

(高橋監事)

地方で報道されているとのことですが、林木育種センター及び育種場からプレスリリースしているのでしょうか。

(今泉理事)

申請された地元の自治体等と共同でプレスリリースをする場合が多いです。地元にお届けする場合は里帰りのセレモニーを行うことがあり、その際にメディアが取材に来ることが多いです。

(高橋監事)

今後も積極的に進めていただければと思います。

(浅野理事長)

余談ですが、天然記念物として個体が登録されている木については、その個体が枯れると天然記念物が解除されます。ただし、クローンで植え替えた場合は天然記念物を継続するというルールになっています。

(志知理事)

地元の自治体等から要請があったらルール等を設けずに受け入れるということでしょうか。

(今泉理事)

要請があってもすべてを受け入れるだけのマンパワーが無いので、順番待ちになっている状況です。我々としては天然記念物、地元の名木等、公的に認知されているものを優先的に対象にして取組んでいるところです。

(寺川総括審議役)

最近の取材報告を見ると里帰りの件が非常に多く、注目されていると改めて感じています。

Ⅱ－４ 林木育種センターにおける一般職員（大卒程度）の採用について（非公表）
※今泉理事から本件の説明が行われた。

Ⅱ－５ 森林整備センター職員募集について（非公表）
※中西総括審議役から本件の説明が行われた。

Ⅱ－６ 令和３年度森林保険審査の第三者委員会審査概要について
（石原総括審議役）

２月２４日に今年度の第三者委員会を開催しており、その概要について報告します。

森林保険センターは森林研究・整備機構の中に設置されており、森林研究・整備機構が行っている水源林造成事業に森林保険を掛けるということになりますので、それが適正に行われているか外部委員に審査をいただいております。今回の対象は令和３年２月から令和４年１月までに水源林造成事業に対して保険金支払いのあった１６２件のうち、支払い件数の多かった水害、干害、凍害の中から保険金支払額が最大のもの各１事例と、委員が選出した３事例の計６事例について審査を行いました。

審査の結果、特に指摘される問題はなく、適正に処理されており妥当であるとされています。

Ⅱ－７ 令和３年度第３回森林保険センター統合リスク管理委員会審議概要（非公表）
※石原総括審議役から本件の説明が行われた。

（寺川総括審議役）

これで令和３年度第１２回理事会を終了いたします。次回は令和４年度第１回理事会になります。令和４年４月８日（金）開催予定です。

３．閉会